

1 「迷惑な訪問販売・訪問買取りお断りシール」を京都市内の全家庭に配布しました！

この度、地域から悪質な事業者を排除する姿勢を示し、悪質事業者からの被害防止につなげるため、「迷惑な訪問販売・訪問買取りお断りシール」を作成し、市民しんぶん区版7月15日号と同時に京都市内の全家庭に配布しました。

これは、在宅中に突然訪れてきた事業者に心の準備ができないまま勧誘され、適切な判断ができず契約に至るなど、訪問販売や訪問買取りを巡るトラブルや消費者被害に遭うことが多々あるということと、平成23年7月に実施した市民アンケート調査において、同シールの作成、配布に賛成であるとの回答が7割以上あったことから、京都市消費生活審議会での審議を経て、作成・配布したものです。

是非、御活用ください。



「迷惑な訪問販売・訪問買取りお断りシール」

2 京都市消費生活条例施行規則を改正しました！

京都市消費生活条例施行規則を改正し、「不適正な取引行為」として、平成24年8月1日から、事業者は次の行為を行ってはならないこととなりました。

事業者の行う次のような行為でお困りの場合は、消費生活総合センターに御相談ください。

<事業者が行ってはならない行為>

○ 意思確認のない勧誘※1

⇒ 事業者は、「〇〇の勧誘です。話を聞いてもらえますか。」など、消費者に勧誘自体を断る機会を与える必要があります。

○ 拒絶後の勧誘※2

⇒ 事業者は、消費者が一度断った場合は、勧誘を続けることができません。

※1 消費者に契約締結の勧誘を拒絶する旨の意思表示をする機会を与えず、消費者の意に反して当該勧誘行為を行うことを言います。

※2 消費者が契約締結の勧誘を受けず、又は契約を締結しない旨の意思表示をしているにもかかわらず、当該契約締結の勧誘を行うことを言います。

なお、今回の改正の詳しい内容については、当センターホームページに掲載していますので、御覧ください。

3 特別講演会「『広げよう！見守りの輪』～高齢者を消費者トラブルから守るために～」

去る5月26日（土）、高齢者の見守り活動を行う方や消費者問題に関心をお持ちの市民の方を対象とした、消費者月間講座「『広げよう！見守りの輪』～高齢者を消費者トラブルから守るために～」を、ひと・まち交流館 京都において開催し、多くの方に御参加いただきました。

前号において、弁護士の住田裕子氏による特別講演会の概要を掲載しましたが、誌面の都合により、前半部分のみ、掲載させていただきました。

今回は、前号でお伝えできなかった後半部分について掲載させていただきます。

なお、前半部分が掲載されている前号（62号）については、当センターで配布しています。

また、インターネットが利用できる方は、当センターホームページでも御覧いただけます。

～悪徳商法の様々な例～

事例3 質問

毎日のように来るイケメンさん。仲良くなって、ついほだされて、離れている家族の分までも布団数組を買って部屋いっぱいになってしまった。（健康食品・漢方薬を何年分も買って押し入れいっぱい）。久しぶりに訪問した人がびっくり・・・



事例3 解答

不要不急のものを多量に買わされてしまった場合に、認知症で判断能力がないと判断されれば、契約は無効といえますが、それ以外の場合は、以前は、打つ手なし、でした。

しかし、一昨年に法律が改正*され、多すぎる分については、契約が解除できることになりました。一旦、詐欺の「かも」のリストに入ってしまうと、次々と悪徳業者が出入りします・・・単身で高齢の孤立した世帯が狙われるのです。

これこそ、御近所の声掛けで、物事が重大で深刻になる前に、ストップが掛かるようにして差上げたいものですね。老後の生活のための虎の子の財産をなくしてしまったうえ、借金までしていたという悲劇もあるのです。

※ 平成21年12月の特定商取引に関する法律の改正により、訪問販売で同一の商品やサービスについて、通常必要とされる量を著しく超える量を購入したり提供を受けたりした場合、契約から1年以内であれば、無条件で契約を解除できるようになりました。

事例4 質問

訪問販売や電話の勧誘話として、時事ネタのものが次々と編み出されています。太陽光の発電会社・水資源の保護の会社の権利や株、欧州の金融不安に乗じた新興国などの外債の勧誘です。

更に手の込んだことに、セールスがあった後、別会社と名乗る者が高額で買い取りたいので、先においてほしいとの連絡が・・・

事例4 解答

はい、最初の勧誘電話と購入しておいてほしいという次の電話は、共犯者同士です。

「劇場型」の詐欺の新手です。振り込め詐欺からますます進化しています。御近所さんの口コミネットワークで、知っておきましょう、乗せられないように、騙（だま）されないように。

事例5 質問

あなたもオーナーになって傘下の会員を増やそう！子の会員が増えれば、そのうちの〇%が親オーナーに入ってきますよ。最初に会費を〇〇万円払うだけで、子会員を加入させ、孫会員・ひ孫会員などが増えていけばあっという間に取り戻せます。楽しんで金儲（もう）け、ですよ。

経営者の名刺も持ちましょう。第三の人生の始まりです……

事例5 解答

古今東西変わらぬ悪徳手口、その名も「ねずみ講」。

商品の販売を一応の目的としていながら、実際には、会員増加による報酬が目当ての場合は、マルチ商法・ネットワーク商法とも言われます。

組織拡大につれ、限界が来て、いずれ破綻する仕組みです。手を出さないことが一番ですが、仮に、マルチ商法の当初の支払をしてしまったら、20日間までクーリングオフができます。

まずは、相談ですね。

～長寿社会への対策は？～



先に認知症の1つの現れ、「取り繕い反応」※について説明しました。

年齢が上がるにつれ、認知症の率が増えていきます。2000年に介護保険制度が始まりましたが、同じ年に、介護等が必要になった高齢者のために「成年後見」制度も始まりました。その人の判断能力の程度によって全ての法的代理をする「後見」や一部のみの代理等をする「保佐」・「補助」などの制度があります。とはいえ、介護などを含めて高齢者のための後見人も人手不足です。市民後見人の増加が待たれます。

実は、認知症予防にも、人との楽しい交友や絆（きずな）は大切です。たとえ認知症になっても、人の精神の中核部分は残ります。昔の懐かしい話を幼なじみや家族と繰り返し語らうことも、人生の収穫期の穏やかに時間が流れる中での心豊かな過ごし方の1つでしょう。

「見守り」というと何だか義務的に感じるかもしれませんが、絆や人と人とのつながりを実感するための温かいまなざしのことではないでしょうか。声を掛けあうことで、街自体が安全で安心に過ごせるのです。

いずれ来たる自分自身の老い。今のうちから備えましょう。

「お互い様」の精神で、長寿を楽しみましょう。

※ 本人自身が「これまで理解できていたことができなくなった自分」を受け入れられなくて、分かったふりをする。こと。（前号（62号）掲載）

上記内容については、住田弁護士が講演会の中で発言された内容をそのまま掲載しています。

4 京都市消費生活審議会の市民委員を募集します！

募集人数	2名
募集期間	平成24年9月3日(月)～10月2日(火)
応募資格	消費者問題に関心のある方で、平成24年12月1日委嘱予定日現在、次の条件を全て満たす方。 (1) 市内に住所を有すること。(住民登録のある方。国籍は問いませんが、日本語が理解できる方に限ります。)
	(2) 満20歳以上であること。
	(3) 過去に京都市消費生活審議会委員を経験したことがないこと。
	(4) 他の審議会等(市長以外の任命権者がその委員を委嘱する審議会等を含む。)に2つ以上、公募委員として参画していないこと。
	(5) 国又は地方公共団体から、報酬又は給与の支給を受けていないこと。 (国又は地方公共団体の議員、公務員の方は応募できません。臨時的な謝礼はこれに含みません。)
	(6) 平日の日中に開催される会議に出席できること。
応募方法	応募用紙と意見書(1,000字程度)を次のいずれかの方法で提出してください。 ※ 応募書類は返却しませんので、御了承願います。
	(1) 郵送(締切日必着)
	(2) 持参(土・日・祝休日を除く午前8時45分から午後5時30分まで)
	(3) ファックス(締切日当日の送信記録有効) (4) ホームページ(締切日当日の送信記録有効) ※ 当センターホームページの送信フォーム画面に必要事項を入力し、送信してください。
応募用紙	消費生活総合センター、市役所案内所、各区役所・支所等で配布しています。
選考	応募書類を基に総合評価を行います。選考結果は、応募者全員に通知します。
委員について	(1) 任期 平成24年12月1日から平成26年11月30日までの2年間
	(2) 職務 年2回から4回程度開催する会議に出席していただき、消費生活に関わる様々な議題に対し、市民の立場から意見を述べていただきます。
	(3) 報酬 会議の出席者には、定められた報酬をその都度お支払いします。
応募先・問合せ	消費生活総合センター 審議会委員公募担当 〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階 電話：075-256-1110 FAX：075-256-0801 ホームページ： http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html
参考	京都市消費生活審議会は、昭和51年に京都市消費者保護審議会として設置され、消費者団体、事業者団体、消費者問題に詳しい学識経験者等で構成されています。委員数は公募委員を含め、20名以内です。

【編集後記】 7月27日から8月12日まで開催されていたロンドン五輪、皆様は御覧になられましたか？私もテレビに釘付けになり、寝不足の毎日でした。日本選手団も奮闘し、数多くのメダルを取るなど感動的な五輪となりましたが、その一方で、様々な問題が発生した五輪だったと思います。特にインターネット上で差別発言が行われ、発言をした選手が代表を外されるといった事例が報道されました。インターネットは生活に不可欠で便利なものですが、その一方で、今回のように使い方を誤り問題になることが、近年、多々見受けられます。今回の事例を機に、今一度、インターネットの使い方を考えてみようと感じた五輪でした。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

相談受付時間 月～金(祝休日を除く。)午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

* 年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時



平成24年8月発行 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター

京都市印刷物 第244386号